

宇和津小学校いじめ防止基本方針

宇和島市立宇和津小学校

1 基本的理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。本方針は人権尊重の理念に基づき、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

【いじめの基本認識】

- ・ いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであること
- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者が一体となって取り組む必要があること

いじめは、どの子どもにも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題、「観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 学校及び学校の教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5 いじめ未然の取組

(1) 学校全体としての取組

	児童に直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
い じ め の 未 然 防 止	<ul style="list-style-type: none">○ 学校生活アンケートによる実態把握○ 特別の教科道徳、SNS学習ノート等を活用した情報モラル教育の推進○ 学級経営の充実○ 道徳教育の充実（人権・同和教育、情報モラル）○ 体験活動の充実（異年齢集団活動）○ 運営委員会による主体的な活動（朝の挨拶運動）○ 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）○ 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）○ 相談体制の整備（教育相談の充実）○ 発達障害への共通理解	<ul style="list-style-type: none">○ 自他の者を区別し、大切に扱う心の育成○ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり○ 生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成○ 地域での様々な体験への参加○ 発達障害への共通理解

(2) 家庭や地域等との連携

各家庭（PTA）での取組	子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（講演会の実施等） 子どもの頑張りをしっかりと認めて褒めること、いけない時にははっきりとしかることの実践啓発
地域での取組	子どもたちへの積極的な挨拶と声掛けの依頼 広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声掛けと学校（保護者）への連絡
他校との取組	学校相互間の連携協力体制の整備

6 いじめの早期発見及び早期対応のための取組

(1) 学校生活アンケートによる児童の実態把握

毎学期アンケート調査を実施することで、児童一人一人の学校生活状況を把握し、指導に生かす。

(2) 教育相談の実施

定期的に教育相談の時間を設け、学級担任が個別に相談に乗る。3学期には、学級担任以外の教員が相談に乗る機会を設け、全教職員で児童の悩みを聞き取る。

(3) 相談ポスト、ふりカエル習慣、日記指導、保護者との連絡帳

普段の生活の様子を綴った日記から、児童の悩みや変化を捉え、指導に生かす。

(4) 生徒指導情報

気になる児童の生活状況については、校長、教頭に報告・相談するだけでなく、職員会や研修会等において全職員間で共通理解を図る。

(5) EILS を利用した「ジブンミカタプログラム」の利用

1人1台端末を活用し、児童とよりよい関係を築く力を育成するとともに、児童理解や問題の早期発見や学級づくりの支援等に役立てる。

(6) 各種相談窓口の周知

児童が学校生活や家庭生活における悩みを相談できる機関を周知し、いつでもSOSが出せるようにする。

7 発見したいじめへの早期対応・組織的対応

(1) 正確な実態把握

ア ただちに被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

イ 当事者双方並びに周りの児童からの複数の教員で聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

ウ ケース会議を開き、関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

エ 一つの事象に捉われず、いじめの全体像を把握するよう心掛ける。

オ 事案についての指導記録を作成し、5年間保管する。

(2) 指導体制、方針決定

ア 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

イ 学級担任が一人で対応しないよう指導体制を整え、教職員の役割分担を明確にして、対応する。

ウ 教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

(3) 児童への指導・支援

ア いじめられた児童のケアに努め、学級担任を中心に養護教諭や校区のスクールカウンセラー、スクールガードリーダー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

イ 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は、適切に提供する。

ウ 校長は、必要があると認めるときは、加害児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

エ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11

条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。

(4) いじめ発生後の対応

- ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察（次年度への引継ぎを確実に）を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- イ 教育相談、日記、手紙などで積極的に当該児童に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ウ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- エ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- オ 事案について、データで記録を残して、引き継ぐ。

8 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称「宇和津小学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

- (校内) 校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
- (校外) スクールカウンセラー

(3) 活動内容

- ア 未然防止に向けた取組（毎年度、1学期に開催）
- イ 早期発見・早期対応の取組
- ウ 指導体制の確立
- エ 対応の方針決定
- オ 年間計画の策定と見直し

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより児童が、30日以上または一定期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 学校の対応

- ア 宇和島市教育委員会への事態発生の報告（市教委を通じて市長へ報告）
- イ 「いじめ調査委員会」の設置と調査の実施
- ウ いじめを受けた児童・保護者への情報提供と適切な支援
- エ 加害児童への指導または保護者に対する助言
- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

〈付則〉

- 一 宇和島市立宇和津小学校いじめ防止基本方針は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 一 本方針は令和 7 年 4 月 1 日に一部改正し、施行する。